

農地利用最適化推進委員、農業委員向け

農地利用の最適化を目指す 現場活動のガイドブック

目 次

1	農業を取り巻く状況と農業委員会法の改正	P. 2
2	農地利用最適化推進委員（農業委員）の現場活動	P. 4
3	段階に即した進め方	P. 8
	ステップ1 現場活動に必要な情報の収集と方針の明確化	P.10
	ステップ2 農地の現状の把握と委員活動の周知	P.16
	ステップ3 将来の農地利用についての農業者の意向の把握	P.20
	ステップ4 地域における話合いの実施	P.26
	ステップ5 農地の出し手と受け手のマッチング	P.32
4	今後に向けて	P.36
	（参考資料）	P.39

令和2年1月

一般社団法人愛知県農業会議

（県知事指定農業委員会ネットワーク機構）

1 農業を取り巻く状況と農業委員会法の改正

(1) 農業委員会法の改正

我が国の農業は、国際競争の時代を迎え、農業従事者の減少、高齢化の進行等により、生産量が減少している品目や産地の維持が難しさを増している地域が見られ、農業経営を取り巻く状況は厳しくなっています。

このため、農業の構造改革が急務となっており、その一環として、平成28年4月の農業委員会法改正により、「農地利用最適化の推進」が農業委員会の必須事務とされ、農業委員のほかに新たに農地利用最適化推進委員が設けられました。

(2) 「農地利用の最適化」を推進する目的

「農地利用の最適化」を推進する目的は、農地の利用の効率化及び高度化の促進であり、主な手法としては、次のとおり三つあるとされています。（農業委員会法第6条（所掌事務））

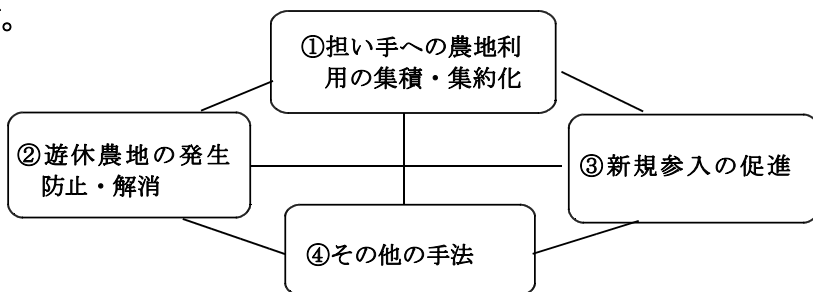
区 分	具体的な内容
①担い手への農地利用の集積・集約化	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化
②遊休農地の発生防止・解消	農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保
③新規参入の促進	新規就農の支援、農業経営を新たに営もうとする者の参入の促進
④その他の手法	新たな技術、資機材の導入等

農地中間管理事業法第1条（目的）にも同様の規定があり、農業委員会法と農地中間管理機構との法令の連携を物語っています。

(3) 手法の関連性

農地利用の最適化は、一つの手法によって進めることができるわけではありません。地域の事情に応じていくつかの手法を組み合わせることで実施することにより達成されるものです。

例えば、有望と考えられる作物に着目して、主たる担い手が核となり（①）、遊休農地を含めて（②）農地利用の集積・集約化を図り（①）、新規就農者を受け入れて（③）、融資や助成の制度を活用して最新の農業技術を導入する（④）とともに、生産だけでなく加工販売、観光農業の分野にも業務を拡大する（④）といった相互に関連があるといったことです。



今後は、関係機関・団体との連携の下に、制度改正の主眼である「農地利用の最適化」を着実に推進し、具体的な成果を積み上げていくことが課題となっています。

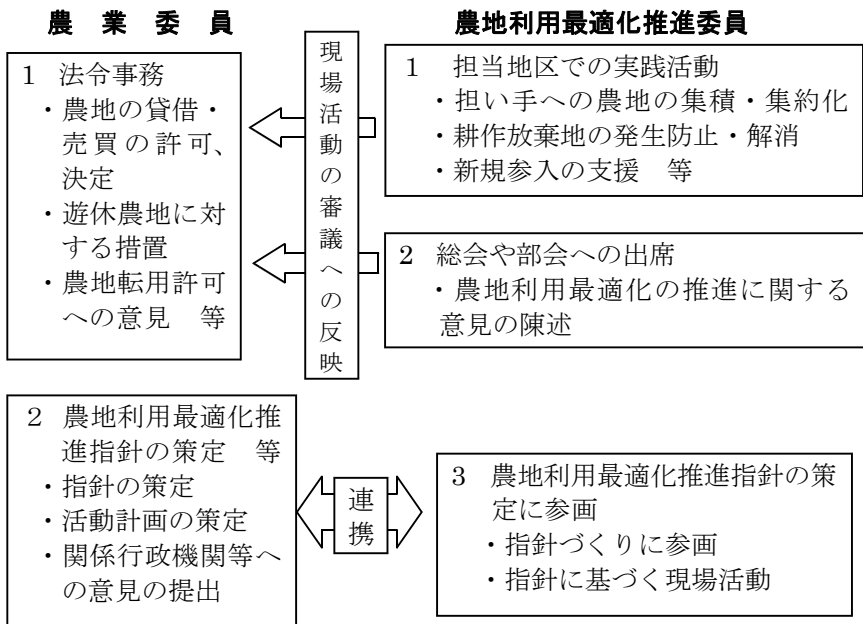
（参考→P. 39 I 愛知県農業会議の申し合わせ決議）

2 農地利用最適化推進委員（農業委員）の現場活動

(1) 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割

農業委員と農地利用最適化推進委員（以下文中では「推進委員」という。）の役割は、次のようになっています。

農業委員と農地利用最適化推進委員の役割



農地利用の最適化の推進に関しては、法改正前から農業委員会の任意事務とされていきましたので、農業委員も推進委員と同様に活動している農業委員会もあれば、農業委員は法令業務中心で主に推進委員が最適化業務に従事することとしている農業委員会もあります。推進委員の人数を考慮すると、

できるだけ農業委員も現場活動を行うことが望まれます。

県内の農業委員と推進委員の人数（単位：人）

区 分	農業委員	推進委員	計
平成28年3月31日	1,213	—	1,213
令和元年11月27日	712	538	1,250

(2) 現場活動の内容

農地利用の最適化に関する推進委員（農業委員）による主な現場活動は次のとおりであり、それぞれの担当地区において、積極的に活動することが期待されています。なお、現場活動は月1回以上取り組むこととされています。

- ①農地パトロール（利用状況調査）等による担当区域内の正確な農地情報の把握
- ②生産組合等の会合等を活用した効果的な戸別訪問や農家意向調査等による農家の意向の把握
- ③「人・農地プラン」の検討会など地域の話合いへの参画
- ④農地の出し手と受け手のマッチングなどの積極的な実施
- ⑤農地中間管理事業の理解と周知活動
- ⑥農地中間管理機構との連携等による担い手への農地利用の集積・集約化の推進
- ⑦現場活動のノウハウの習得

令和元年度の農地中間管理事業法の改正で、農業委員会の業務として「農地所有者の意向把握」と「集落の話合いへの参加」が法律上で明確化、重点化されました。

詳細は、P.36の「4 今後に向けて」をご覧ください。

(3) 効果的な現場活動の展開に向けた全般的な留意事項

ア 地域の特性を踏まえた活動

米、野菜、果樹、花き等の農産物の種類のほか、都市地域、平坦地域、中山間地域といった地理的な条件、更には農業振興地域、市街化区域といった土地利用規制の違いによっても「農地利用の最適化」の内容は異なったものとなります。

イ 地域における取組の経緯を踏まえた活動

愛知県では、従来から農地利用集積円滑化事業や利用権設定等促進事業などにより、地域の実情に応じた取組が進められてきました。これまでの取組成果をもとに、各地域においてそれぞれの特性に応じた形で取組を進めていく必要があります。

地域の実情は多様であり、一律な対応策は存在しないという視点に立ちながら、現状、課題並びに担い手の確保と農地利用についての将来像について認識を共有できるようにすることが大切です。

ウ 関係機関・団体との連携や協力に基づく活動

農業委員会だけで成果を挙げることは難しいことから、農業委員会としての方針に基づき、市町村農業振興担当部局、JA、土地改良区、農地中間管理機構、県農林水産事務所など関係機関・団体との連携や協力を深めていくことも重要です。

エ 担い手の確保に焦点を当てた活動

「農地利用の最適化」を進めるためには、今後の担い手の確保が重要です。このため、農業者の高齢化や減少が続く中で新規就農者や女性農業者を含めた意欲ある担い手への支援に努めましょう。

オ 農地利用最適化交付金を活用した活動

県内では、令和元年度には17市町村において農地利用最適化交付金を活用予定であり、推進委員（農業委員）の活動に上乘せ報酬を支給することとしています。現場活動を後押しする措置ですので、積極的な活用が求められており、県内でも多くの市町村が今後の活用を検討しています。

（参考→P. 40 II 農地利用最適化交付金）

カ 農業委員会が行う政策提案活動に結びつく活動

農業委員会法第38条において、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関し関係行政機関等に対して、意見を提出しなければならないと規定されています。現場活動を通じて得られた知見をもとに地域の実情を踏まえた政策提案活動につなげていきましょう。

〇〇市町村農業施策
に関する意見書

年 月 日
〇〇市町村農業委員会

3 段階に即した進め方

(1) 現場活動を進める基本的な手順

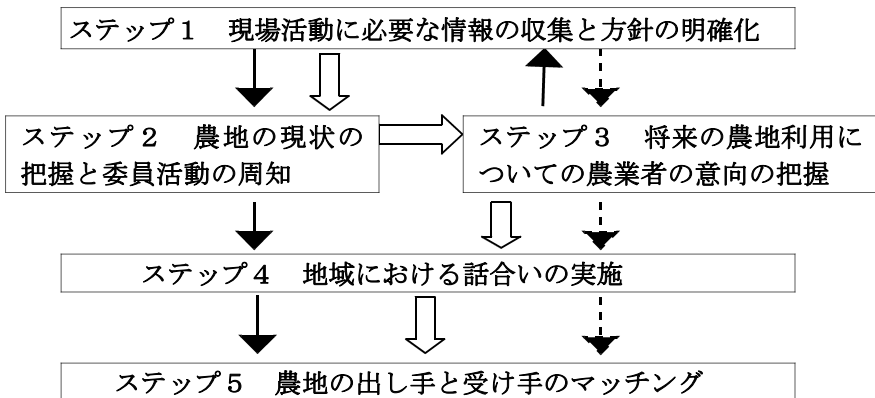
現場活動を進める基本的な手順として、5つのステップを示します（下図）。

(2) 効果的かつ効率的な手順を検討

担当する地区や集落で現場活動に役立つと考えられる何らかの経過や素地がある場合は、それを活かす形で、どんな方が効果的であり、また、どんな手順を進めると効率的な活動になるか、ステップ1～5を参考にして検討しましょう。

状況によっては、手順の途中から進めたり、順番を変えることも考えます。

基本的な手順（ステップ）



☆手掛かりがない場合などの基本的な手順は ⇨ の順。

☆農業者の意向把握から始める場合は、3, 1, 2, 4, 5の手順(実線矢印)、

農地の現状を把握していれば、1, 3, 4, 5の手順(破線矢印)もある。

☆経過や素地があれば、すぐにステップ4（話合い）から始める場合もある。

(3) 取り組みやすそうな地区や集落を対象に試行的に活動

次に示すような、農地利用の最適化に向け何らかの条件が整っている地区や集落があれば、それを活用する形で先行的に活動し、この先行事例を地域に展開することを検討しましょう。

◎活動を後押しすることが期待される事情の例

- ・農地の集積を進める上で中核を担うことが期待される人物がいる。
- ・地区の課題や対応方向が議論されている。(→P. 11)
- ・農地の生産性を向上するための農地整備の計画がある。
- ・集団転作やブロックローテーションが行われている。(→P. 19)
- ・集落営農の取組が行われている。(→P. 19)
- ・集落で中山間地域直接支払制度を活用し、集落協定を策定している。(→P. 19)
- ・集落で多面的機能支払制度を活用し、地域資源管理構想を策定している。(→P. 19)
- ・地権者に対する意向調査結果がまとめられている。(→P. 23)
- ・地区に規模拡大を志向する担い手がおり、農作業の受委託が今後も進む見通しがある。(→P. 25)
- ・貸借の状況が分かる農地利用現況図がある。(→P. 26)
- ・地区を対象にする人・農地プランがある。(→P. 29)
- ・農地に関する話合いの場がある。(→P. 29) 等

ステップ1 現場活動に必要な情報の収集と 方針の明確化

農地は、限られた貴重な資源であり、農地を活用できる形で将来につないでいく活動が「農地利用の最適化」の推進であるとも言えます。

このため、現場活動に取り組む際には、産業、暮らし、コミュニティなど、農業を取り巻く地域の現状と課題を踏まえて、地域づくりの将来像をある程度、想定することが大切です。

また、現場活動の対象となる地区や集落における農地や農業に関する情報を積極的に収集します。

その上で農業委員会が策定した農地利用最適化推進指針及び年度別活動計画に基づき、当該年度の活動の目標、手法、回数を計画しましょう。

なお、各種の研修会への参加や全国農業新聞、全国農業図書の活用等により、現場活動に関する必要な知識や先進的な事例についての情報の入手に努めることも大切です。

農地中間管理事業については、事業の仕組やメリットを正確に理解するとともに、農業経営、法人化、税制など幅広い知識が望まれます。

☆ステップ1からステップ5に示した内容は例示であり、必ずしも順を追ってすべてに取り組む必要はありません。ご不明の点がありましたら、(一社)愛知県農業会議（電話052-962-2841）にお気軽にお問い合わせください。

《 具体的な手順 》

1 地区の情報収集により将来像を想定しましょう

(1) 担当地区・集落の現状を概括的に把握します

- ・市町村が作成した地域に関わる計画や統計等を調べる。
- ・地区の農業に関する調査やアンケートの結果を調べる。
- ・農業関係機関・団体（市町村農業振興担当部局、J A、土地改良区、県農林水産事務所等）から地区の特徴や課題を聞く。
- ・集落や農業者の代表など（町内会長、生産組合長、担い手農家等）、地区の農業をよく知る方々と話し合う。等

(2) 課題を見出し、農地利用最適化の必要性を認識します

- ・5年後、10年後の農地と担い手はどうなるか。次世代に引き継ぐことが可能か。 等

(3) 地区・集落の将来像を想定します

- ・農地整備を行い、担い手への集積・集約を進める。
- ・担い手はいないが、集落営農組織を設立して農地の共同管理を行い、大型機械作業は隣接地区の担い手に任せる。
- ・都市化の中で、生産緑地地区制度や都市農地貸借円滑化法の活用により優良農地を維持していく。 等

＜まずは現状を大まかに把握して将来を予測してみる＞

地区・集落をよく知る方々や地域の担い手に集まってもらい、農地と農業の現状分析と予測をまず簡単に行ってみましょう。

個人情報調べなくても、地区内の農業者の概ねの年齢構成や耕作面積、主要品目、農業後継者の割合、担い手農家の動向などを想定し、地域環境も考慮して10年後にどうなるか話合しましょう。

「高齢化が進む」という漠然としたイメージだけではなく、「10年後には高齢化と後継者不足で約3割の果樹園で耕作者がいなくなり、担い手農家も受けきれず産地維持が困難になる。」といった予測と危機感を共有でき、対策と将来像を描きやすくなります。

2 知識を広げましょう

(1) 全国や本県の情報や事例を収集します

- ・全国農業新聞は、農業委員会組織の唯一の機関紙です。各地の農業委員会の取組や先進的な現場活動が紹介されています。
- ・愛知県農業会議や各農業委員会等が開催する農業や農地に関する研修会へ参加しましょう。
- ・本県の取組事例も参考にしましょう。
(参考→P. 41 III 県内における先行事例)
- ・農林水産省や全国農業会議所などのホームページから、全国の様々な情報を収集しましょう。

(2) 農地利用の最適化に役立つ知識を広げます

全国農業図書を活用しましょう。

現場活動に関しては、次のようなものがあります。

- ・2020年農業委員会活動記録セット(530円)
- ・令和元年度版農家相談の手引(850円)
- ・2019年度農業委員会業務必携(1,490円)
- ・農業委員・推進委員活動マニュアル(612円)
- ・農業委員会研修テキスト
 - ①農業委員会制度(366円)
 - ②農地法(479円)
 - ③農地関連法制度(314円)

[価格は令和元年11月時点、10%税込み]

3 活動方針を明確にしましょう

(1) 「農地利用最適化推進指針」及び「活動計画」が基本です

・「農地利用最適化推進指針」

各農業委員会で、農地利用の最適化の推進に関わる3年後及び5年後の目標や、目標を達成するための推進方法を提示しています。

・「年度別活動計画」

各農業委員会で指針に基づき年度ごとに作成され、その年度の推進方法や目標を示しています。

(2) 自らの活動の目標、手法、回数を計画します

委員会の年度別活動計画を参考に、今年度、どこで何についてどのように取り組んでいくか、目標をどこに設定するか、そのためには月や週に何回くらい活動が必要かなどを計画します。

この計画は、活動記録簿に記入するなど見える形にしておき、時々見直すことも必要です。

<自らの活動の記録を残す>

農業委員会から配布されている活動記録簿などに、忘れないうちにその日の活動時間や内容等を記録し、今後の活動に活かしましょう。

特に、農地利用最適化交付金を活用している農業委員会では、委員会事務局が配布した活動記録簿（活動実績書）に記載方法に従って記録し、活動状況や実績が第三者に分かるようにしてください。

なお、活動記録簿に年度活動目標やスケジュールを記載する欄があれば記入し、ときどき確認して進捗状況をチェックしましょう。

4 関係機関、団体との連携・協力関係を築きましょう

農地利用最適化の取組は、農業委員、推進委員だけでは困難です。農業委員会の方針に基づき、関係機関・団体との連携や協力を進めていきましょう。

(1) 農地中間管理機構との連携・協力を図ります

本県では「公益財団法人愛知県農業振興基金」が「愛知県農地中間管理機構」の業務を行い、農地中間管理事業を推進しています。

農地中間管理事業の対象は農業振興地域（※）です。事業の詳細はインターネット上の愛知県農地中間管理機構のホームページに具体的に記載されています。また、借受希望者のリストも公表しています。

（※：農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業が統合一本化する令和2年4月から、市街化区域以外に拡大されます。）

なお、県内の各JA（新城市は農林業公社しんしろ）には農地中間管理機構のコーディネーターが配置されています。貸し手情報や受け手情報を交換し、マッチングなどに向けた連携を進めていきましょう。

農地法施行規則第103条には、「農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。」とあります。

(2) 関係機関・団体との連携・協力を図ります

○市町村

農業担当部局では、農業振興地域整備計画を始めとする農業に関わる計画策定や調査、振興施策の推進等を行っています。「人・農地プラン」の推進も行っていきます。

一方、農業担当部局以外で作成する市町村総合計画や都市計画なども、地域の将来の方向性が把握でき参考になります。（市町村のホームページに掲載している場合もあります。）

○JA（農業協同組合）

本店や大きな支店などには営農指導担当がおり、生産技術だけでなく、地域レベルの農業に関する様々な情報を把握しています。

また、農地中間管理機構のコーディネーターが配置されているなど、農地に関する様々な情報交換や連携が図れます。

○土地改良区

土地改良法に基づき土地改良事業を実施する法人で「水土里ネット」とも呼ばれます。一定地域内の農家はその組合員となります。農地整備の計画や状況を把握できます。

○県農林水産事務所

県内に7か所あり、農政課では農地に関することや主な補助事業等、農業改良普及課では技術、経営、地域営農、新規就農者の支援等を担っています。

ステップ2 農地の現状の把握と委員活動の周知

地域の人に農業委員、推進委員の使命や農業委員会自体について理解を深めてもらうことが重要です。名刺を作成したり、農地利用の最適化に関連する資料を配付したりすることも一つの方法です。

日常的に地域の農地を見回るようにします。農地パトロール（利用状況調査）等により、担当区域内の正確な農地情報を把握しましょう。この取組は、農地台帳の精緻化にもつながることが期待されます。

活動に当たっては、活動の「見える化」を図る意味も込めて、農業委員会として取り組んでいることが分かるように示すことが望まれます。

例えば、「農地パトロール実施中」のゼッケンを着用したり、農地パトロール3点セットを活用したりすることも農業委員会活動のPRにつながると考えられます。

また、農業上の利用を図ることが見込まれない農地があった場合は、説明責任を果たせる手続きを経て農地台帳から除外することも選択肢となります。

【委員の声】

農家なら農業委員は知っているが、推進委員と名乗っても理解されない。推進委員であることを示す名刺などでアピールが必要。

◎農地パトロール（農地利用状況調査）

農地法第30条第1項に基づく農地パトロールは、多くの農業委員会では毎年8月頃に遊休農地の判定を行うために実施する利用状況調査として行われています。また、月1回以上など定期的に巡回を行う委員会もあります。

このほか、農地法に基づくパトロールに加え、より詳細に現地を調査して農地の利用状況を把握することもあります。

いずれの場合も、地図と野帳に調査結果を記入するようにします。

遊休農地、あるいは遊休農地化する可能性がある農地については、所有者に利用意向調査（参考→P.21）を行い、耕作する予定があるか、農地の貸し手としての意向があるか等の確認を行い、農地中間管理事業の活用等など農地の最適な利用につなげていきます。

◎市民的農地利用及び非農業的利用

担い手による農地の活用が困難な農地については、市民農園、福祉農園などの市民的農地利用のほか、景観作物の植栽などによる環境保全を進めます。

それも困難な場合には、非農業的利用を検討することになります。山間部では広葉樹の植栽などの山林転用、市街地等では公共用施設、宅地等としての活用も考えられます。

【委員の声】

中山間の農地は守るべきところはしっかり守るが、車が入れない不便で荒廃した農地は林地にすることが必要かもしれない。

《 具体的な手順 》

1 担当地区の分担を確認し効率よく実施しましょう

農業委員、推進委員間の分担や連携を確認しておきます。

また、山あいの自動車が入れない農地や、都市地域の住宅に挟まれ散在した農地などを巡回する場合は、効率良く実施するため地元集落の役員等の支援を得ることも検討します。

2 調査時は委員であることが分かるようにしましょう

(「見える化」で委員の活動を知ってもらいましょう)

＜農地パトロールの際に役立つ資材の例＞

- ・農地パトロール3点セット

農業委員会キャップ (布地タイプ、メッシュタイプ)

農業委員会腕章 (布製)

農地パトロール・マグネット板 (自動車用)

- ・「農地パトロール実施中」のゼッケン

3 地図や野帳に調査で得た情報を記録しましょう

農業委員会事務局が提供する地図と野帳に、調査結果を記入します。この調査結果は、農業委員会事務局が農地台帳に入力し最新のデータとします。

重点地区や集落では、農地法上の遊休農地のパトロールに加え、詳細な利用状況調査を実施しましょう。農地台帳から貸借の状況、担い手の年齢層、後継者の有無等の情報を記載した農地利用現況図があると効果的な調査ができます (参考→P. 27 農地利用現況図)。この地図や野帳に現場調査で得

た最新の利用状況や問題点等を記載し、ステップ4（話し合い）の材料にします。

なお、調査で気付いた点などは、当日中に地図や野帳に書き留めておきます。遊休農地と判断する場合など重要な状況は写真を撮るなど状況を記録しておきましょう。（A4サイズ1枚程度で、日時、場所、現状（写真があれば添付）、聞き取りの概要、今後の処置などを書き込む様式を作っておくと便利です。）

再生が難しいと思われる場合は、その状況とともに、転用など非農地的な利用しかないかなども記録しておきます。

4 地域の役員や農家から得た情報も記録しましょう

集落の役員等の同行が得られれば、なぜ遊休農地になったか、なぜ受け手がいないかなど、詳しい事情を知る機会ともなります。また、訪問した農家から本音の話を聞く機会もあります。これら現場で直接聞いた声は、机上では見えない現状を正しく把握するための生きた情報と言えます。

<農地の利用方法が集落で合意されていれば、最適化が進みやすい>

集落で、農地の利用方法が合意されている場合があります。

（例）・集落で、ブロックローテーションによる集団転作を実施。

・集落協定があり、耕作者不在の農地は集落営農組織で管理。

・地域資源管理構想があり、農地保全管理対策を集落で実施

このような集落では、農地利用現況図があり、利用方法を協議する場があることが多いため、この場（ステップ4の段階）に参加し、農地パトロールや農家意向調査（ステップ3）の結果に基づく農地利用最適化の提案の場として活かすと良いでしょう。

ステップ3 将来の農地利用についての農業者の意向の把握

「農地所有者の意向把握」は、農地中間管理事業法の改正により農業委員会の業務として明確化されました。

農家意向調査等により、担当区域内の農家の意向を把握します。推進委員等が戸別訪問等で意向把握する場合もあれば、農業委員会事務局で農地台帳の確認と併せて広域で調査し、推進委員等が担当地域で補完的な調査を行っている事例もあります。

農家への意向調査の回収率を高め、かつ実効あるものとするためには、地域の関係者の理解や協力を得ることが必要です。

このため、地域や集落における話合いの場や生産組合の会合などに出席して趣旨を伝えた上で行うことが効果的です。

なお、戸別訪問による調査では、世間話や家族の将来などの会話を通じ心理的な距離を縮めることができれば、今後の糸口を探るきっかけとなる情報を見出すことも期待されます。また、この調査を通じ、家族内で将来を検討する契機にもなります。

農家への意向調査等に際して、個人情報を取り扱う場合もありますので、市町村と相談し個人情報保護条例の規定に適合する範囲で対応するとともに、必要に応じて個人情報の取扱いの同意を取ることも検討してください。

☆5年後、10年後に後継者はいるか、農地をどのようにするかという将来に向けた意向を聞くようにします。

◎農地の利活用に関する意向調査の項目(例)

- 1 回答者(住所 氏名 電話)
- 2 経営の形態(①個人経営 ②法人経営 ③その他)
- 3 経営者の年齢層(①20歳代 ②30歳代 ③40歳代 ④50歳代 ⑤60歳代 ⑥70歳代 ⑦80歳以上)
- 4 農地の管理状況(①自分で管理 ②他者に貸付)
- 5 後継者の有無(①ある ②ない ③その他)
- 6 10年後の経営の見通し(①経営を維持 ②経営を拡大 ③経営を縮小 ④経営を廃止)
- 7 「経営拡大」の手法(①個人間の貸借 ②中間管理機構やJA等を通じた貸借 ③未定 ④その他)
- 8 「経営縮小」又は「経営廃止」に伴う農地の処分(①個人間の貸借 ②中間管理機構やJA等を通じた担い手への貸借 ③未定 ④その他)
- 9 農地の仲介・斡旋を行っている農地中間管理機構への関心

◎農地法第32条に基づく利用意向調査について

農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、遊休農地と認められる農地は、農地法第32条により農業委員会はその所有者に対して利用意向調査を行うものとされています。この結果、自ら耕作せず農地中間管理事業を利用する意思があれば農地中間管理機構に通知し、農地の利用がされないままであれば、機構と協議すべきことを勧告するものとされています。(将来の意向を把握する調査とは趣旨が違います。)

◎個人情報保護に関する配慮

市町村が保有する個人情報の取扱いは、個人情報保護法に基づき制定された市町村の個人情報保護条例によることとされていますので、各市町村の条例の規定に留意してください。

《 具体的な手順 》

1 調査対象を決めましょう

担い手も含め担当地区の農業者の将来の農地に関する意向をすべて聞くことが基本です（なお、人・農地プランの実質化では、対象面積の1/2以上が要件とされています）。

重点的な地区や集落を設定した場合は、その集落等を対象として集中して調査を行います。

ただし、調査は農地利用最適化の目標ではなく手段ですから、当初から集落内の全戸調査を手掛けるのではなく、調査のしやすさを考慮して数戸の農家や担い手を対象として始めるという方法も考えられます。

＜意向調査が不慣れ、集落の状況を知らない場合の対応＞

「戸別訪問による意向調査を行ったことがない」「集落のことを知らないので何を質問すれば良いのか不安だ」という方は、いきなり全戸を調査をするのではなく、まずは5戸程度から戸別調査を始めると良いでしょう。

地域の農地の受け手となっている担い手農家や、高齢化で耕作をやめたい農家など、農家の農地に対する意向が想定でき質問しやすい農家をまず対象に選びます。

数戸調査することで、調査方法に慣れるだけでなく、その地区や集落の概況を把握して将来方向を考える契機（ステップ1）にもなり、その後の意向調査をスムーズに行う手掛かりになります。特に担い手農家の意向は、今後、農地の集積を推進する上での重要な情報になります。

◎意向調査がされている地区・集落への対応

農業委員会などで地区や集落に対して農家に意向調査が実施され、そのデータを活用できる場合もあります。

データがある地区や集落の中から、委託希望者が多かったり、担い手が不在になる可能性が高い集落などに対し、先行して取り組むと効率的です。

農地利用現況図に5年先、10年先の農家の意向も反映させたデータをもとに、関係機関・団体と調整してステップ4（話合い）に進みましょう。

2 調査内容を決めましょう

主な調査項目はP.21で示した項目（例）のとおりです。また、調査様式は、愛知県農業会議のホームページなどに示されていますので参考にしてください。農業委員会で様式が示されている場合もあります。

調査項目の中に聞きたいことが入っているか確認し、必要に応じて項目を加除したり、わかりやすい質問にして、その地区・集落の将来が把握しやすい調査とすることが大切です。

特に、ステップ4（話合い）で活用できる情報を得るために、集落の代表や関係団体等の意見も聞き、調査項目を組み立てていき
ましょう。

【委員の声】

地域のことは概ね分かっているつもりだったが、訪問調査で将来の農地の維持が予想以上に困難だとわかり危機感を持った。

3 調査を効率的に行いましょう

対象戸数が多かったり担当地区が広い場合、調査だけでも非常に多くの時間と労力を費やします。

地域の他の農業委員や推進委員、集落の代表者等の協力を得て調査方法を工夫しましょう。

- ・同じ地域の農業委員と推進委員がチームを組んで役割を分担しましょう。
- ・町内会長、集落の生産組合長（農事組合長）など地域のまとめ役に調査の趣旨を伝え、支援をお願いします。
- ・調査対象者が集まる場（集落座談会、地区生産組合の会合等）があれば、主催者の了解を得て、その場で調査の趣旨を説明しておきます。対象者に調査用紙を渡しておき、後に戸別に聞き取りながら回収する方法もあります。
- ・会合の場がなければ、調査の目的や時期等を記したお知らせをつくり、町内回覧板などで事前に周知してもらおうと、スムーズに戸別調査に入ることができます。

4 調査の有効性を高めましょう

調査は次の点に留意して行いましょう。

- ・なるべく、農家経営の主体となっている方など所有農地の現状と将来を把握できる方と面談します。ただし、家族の方も同席し、家族で検討しながら回答をいただくことも有効です。
- ・調査用紙への回答は、対面でも相手に記入してもらいま

しょう。伺った話は別にメモしておきます。

- ・すでに記入してある調査票を回収する場合も、記載内容を聞き取りで確認しておくとい良いでしょう。
- ・調査先では、農地の状況を聞くことに不信感を持たれないよう、調査の趣旨とともに農地利用最適化の必要性も伝えて調査への協力を依頼してください。
- ・調査時に、農地や農業経営に関する個別相談を受ける場合もあります。直ぐに回答できなくても、農業委員会事務局等に確認した後ほど回答してください。
- ・調査結果は、農地利用現況図にも記録し、今後の地域の話合い（ステップ4）に活かしましょう。

5 担い手から地域の動向を聞き取りましょう

水田や畑、樹園地の専業農家や集落営農の代表者（担い手）は農地の受け手であるだけでなく、地域の農地の動向も把握している場合もあります。

調査票への記入だけでなく、多くの情報を収集しましょう。

なお、地区の担い手がわからなければ、集落の役員等に聞いたり、人・農地プランを参考にしたり、機構のコーディネーター等から情報を得ると良いでしょう。

6 農地中間管理事業を活用する意向があれば進めましょう

その情報を農地中間管理機構に伝え、機構と連携して話合い（ステップ4）又はマッチング（ステップ5）へ進みます。

ステップ4 地域における話合いの実施

農地中間管理事業法の改正では、農業委員会の業務として「集落の話合いへの参加」も法律上で明確化されました。

地域における話合いを通じて地域農業の現状と課題を明らかにした上で、担い手への農地の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農や企業等の農業参入の促進等の「農地利用の最適化」を推進する方向性を明らかにします。

現状把握（ステップ2）で得た農地利用現況図に意向把握（ステップ3）で把握した情報を加えるなど分かりやすい資料を作成すると、話合いの方向性が出やすくなり、担い手への集積や掘り起こしの活動に役立ちます。

なお、貸借のある農地や耕作放棄地など既に把握している情報を記入した地図を用いた話合いをまず行って課題を共有し、その後に詳細な現状把握（ステップ2）や将来の意向調査（ステップ3）の情報を盛り込みながら話合いを継続していく事例もあります。

合意形成活動では、関係機関・団体と役割分担を行っておくことが大切です。また、誰もが意見を言いやすい場となるような雰囲気づくりや話合いの手法にも配慮することが望まれます。

こういった話合いから人・農地プランの作成・実質化に進むことが望まれますが、地域によって実情は異なり、また合意するまでに相当の時間、労力を要する場合も考えられます。

◎農地利用現況図

農地利用現況図には、次のような情報を地図上に明記し、地域の現在の農業構造を視覚的に把握することが重要です。

作成に当たっては、次の資料を準備して色分け等を行い見やすい地図となるよう工夫します。なお、作成する場合には、農業委員会のシステムから必要とする情報を含んだ地図を打ち出すことが可能な場合もありますので、事務局の支援を受けましょう。

- ・地図（地区の農地を把握できる地図。筆界が明瞭で地番が入っているとよい。）
- ・農地台帳等のデータ（地目、貸借、利用状況、担い手の氏名と年齢層 等）
- ・農作業受委託台帳
- ・転作等の状況把握結果
- ・認定農業者等の地域の担い手の名簿
- ・土壌調査結果 等

◎農家の意向の反映

ステップ3（意向把握）で把握した情報を現況図に加え、将来の農地の動向も視覚的に分かるようにすると、将来に向けての農地利用最適化の検討がしやすくなります。

- ・後継者が無く、遊休化する可能性がある農地
- ・貸出を希望する農地 等

《 具体的な手順 》

1 調査結果を取りまとめ、整理しましょう

(1) 農地の現況から遊休農地等を整理

遊休農地は、再生可能かなどの情報も含め農地利用現況図に記載し、一覧表にも整理しておきます。

また、「農機が入れない」「用排水設備が不十分等で受け手を見つけにくい」といった農地があった場合は、課題としてまとめておきましょう。

(2) 農家の意向を整理

農地の出し手となる（後継者がおらず耕作をやめたい）農家の意向を取りまとめ、農地利用現況図に反映させます。また、受け手となる（経営を拡大したい）農家の意向も重要であり、整理しておきます。

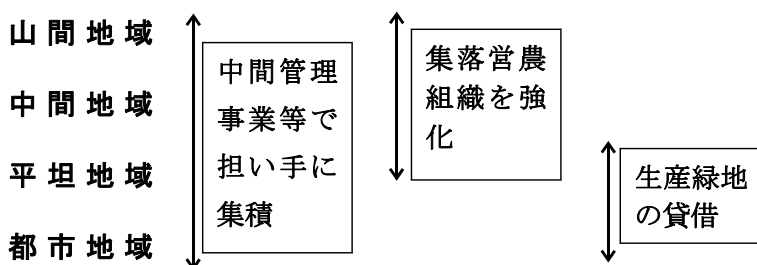
ステップ1で地域の状況をあらかじめ予想していれば、農家の意向の取りまとめ結果と整合しているか確認します。想定と大きく違っていれば、その地区や集落の環境に予想以上の変化が起きている可能性があります（他地域からの担い手の進出、鳥獣害の急増など）。

(3) 地図による情報の「見える化」

農家の意向などの情報も反映した農地利用現況図を作成し、話し合いの場に提示すれば、将来を含めた農地の状況を「見える化」したわかりやすい情報として共通認識を得られ、意見交換を行いやすくなります。

2 話し合いの方向性を確認しておきましょう

ステップ1で地区・集落の将来を考えましたが、話し合いの場に資料を出す前に、どのような将来像や方向性を持ち農地利用の最適化を進めていくのかを、集落の代表者や担い手、農地中間管理機構などと予め確認しておきましょう。



3 地区・集落で農地の利用を話し合う場を確認しましょう

農業委員会などから話し合いの場の情報を入手します。

(1) 人・農地プランの検討の場

人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための言わば「未来の設計図」であり、集落や地域における徹底的な話し合いを通じて作成します。担い手を始めとする農業者の合意ができ、市町村や機構などの関係機関・団体との連携も行えるため、早くマッチング(ステップ5)に進むことができます。

多くの市町村では、令和2年度末までの工程表に基づき人・農地プランの実質化が進められます。この場を積極的に活用して、農地利用の最適化を進めましょう。

(2) 地区・集落で農家が集まり検討ができる場

委員会などから情報がなければ、その地域の区長や町内会長に相談してください。

なお、地域によってはJAの生産組合長会や農事組合長会などの名称で定期的な会合が行われるところもあります。

また、多面的機能支払制度を活用している集落では、定期的に会合が行われる場合があります。

中山間地域では、中山間地域直接支払制度の活用や集落ぐるみの鳥獣被害防止対策等のため、農業・農地に関する話合いの場が設定されている場合があります。

(3) 提案・検討する場がない場合

都市近郊など、集落内のつながりが薄れ、話合いがない場合こそ、委員の把握した農地情報が、農地の貸借や集積について話し合う契機となります。

市町村やJAなどと相談し、町内会長など話合いの場づくりのキーマンを見つけ、場の設定を依頼しましょう。

(4) 受け手と出し手とのマッチングを先行する場合

話合いの場での検討・調整には、時間を要します。

計画的な集積や集約には直結しない個別の案件や、すでに受け手が見つかっている、早く農地を貸したい強い希望があるような場合は、先にマッチング（ステップ5）を行うことも必要です。この結果は、地域の他の委員や農業委員会事務局、農地中間管理機構等と情報共有します。また、話合いの場（ステップ4）に反映させます。

4 話し合いの場で地区・集落の合意形成を行いましょ

農家の意向も反映させた農地利用現況図などを提示し、課題とともに農地利用の最適化の必要性を説明します。

話し合いの状況に応じて、将来の姿も提案していきます。

参加者から意見が出やすいよう、具体的かつわかりやすい説明を心がけます。地図やパワーポイント等を用いると効果的です。

なお、集落全体で集落営農や担い手への集積、集約等を検討しようとしても、意見が出なかつたり、話がまとまらず時間が掛かる場合があります。

皆の意見が出やすく合意形成につながるような雰囲気づくりや、地域に合った話し合いの手法を検討することも必要です。

例えば、事前に関係機関や団体と調整し、具体的な方策を提示しながら話し合いを先導する手法もあります。又は、下欄のように、皆で意見を出し合いながら合意形成を進める手法もあります。

<集落全員の意見を集約する手法>

集落の話し合いで一部の方しか意見が出ず、全体の意見を集約することが難しい場合があります。

皆が意見を出し合って合意形成を進める方法として、参加者を小グループ化し、各自が付箋紙に多くのアイデアを書き出し、グループで話し合いながら絞り込む方法があります。

詳細は、農業会議にお問い合わせください。

ステップ5 農地の出し手と受け手のマッチング

農地の出し手と受け手をリストアップし、マッチングに向けて、農地の集積・集約化に関する制度を活用する可能性を探ります。諸制度の中で分散錯圃の解消による効率化が図られる農地中間管理事業が最も優れた手法であり、様々なメリットがあります。

農地中間管理事業の活用が期待される場合は、農業会議又は農地中間管理機構に連絡してください。

なお、農地中間管理事業の対象区域は現在は農業振興地域内ですが、令和2年4月1日に農地利用集積円滑化事業と統合一本化されることにより、市街化区域以外に拡大されます。

農地中間管理事業の対象となる農地

区域 時期	都市計画区域内				都市計画区域外	
	市街化区域		市街化調整区域		農業振興 地域外	農業振興 地域内
	生産緑地 地区内	生産緑地 地区外	農業振興 地域外	農業振興 地域内		
令和2年3月まで	×	×	×	○	×	○
令和2年4月から	×	×	○	○	○	○

中山間地域については、集落営農の組織化や法人化、隣接地域の担い手の支援、国の助成策の活用など立地条件に即した対応が望まれます。

市街化区域内の農地については、生産緑地地区制度の活用がありますが、新たに制定された都市農地貸借円滑化法により生

産緑地地区の農地の貸付がこれまでより容易となり、担い手等による農地の活用がしやすくなりました。

◎農地中間管理事業のメリット

- ・農地中間管理機構は公的機関であり、賃料が確実に入り、また契約が終了した後は、確実に農地が出し手（地権者）に戻る。
- ・経営規模の拡大を志向する場合は、農地が集めやすくなるとともに（集積）、団地化（集約化）も進めやすくなる。
- ・機構から農地を借りると、賃料の支払いや農地の利用契約の更新は機構が行うので、これらの事務が軽減される。
- ・機構への出し手に対する支援として、機構集積協力金が交付される。

《地域に対する支援》

機構にまとまった農地を貸し付ける地域に対する支援
（地域集積協力金：人・農地プランの実質化が条件）

《出し手に対する支援》

経営転換・リタイアする場合の支援（経営転換協力金）

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業が創設され、条件が揃えば農業者の費用負担なしで農地整備が可能な場合がある。

【委員の声】

最適化活動の推進には、農地中間管理事業を活用した集落営農組織の法人化が一つの手法であることが分かった。

《 具体的な手順 》

1 農業振興地域

(1) 農地中間管理事業の活用

農地中間管理機構は受け手の情報を把握しています。機構のコーディネーターに連絡し、連携して対応します。

前ページに記載したような農地中間管理事業のメリットを出し手に説明していきましょう。

事業の活用が見込めるなら、あとは機構にボタンタッチします。

(2) 農地中間管理事業が活用できない場合

農地利用集積円滑化事業の活用を検討している場合、農地中間管理事業と統合一本化されますので、JAや農地中間管理機構の担当者と相談してください。

受け手がいないなどで中間管理事業を活用できない場合、人・農地プランや集落の話合いの場に戻り、集落内で受け手がいないか、他地域の担い手に委託できないか、集落での共同管理で遊休農地化を防止できないか等を検討します。

なお、圃場の条件が悪い場合は、まとまった農地であれば農地整備などの改善策が実施可能かを、地区や集落で関係機関を交えて検討します。個別の農地なら、市民菜園や体験農園など別の利用方法も検討します。

中山間地域では獣害による耕作放棄も多く、その場合であれば、集落等でどの農地を誰が守っていくのかを、地域

ぐるみの獣害対策とも合わせ検討していきます。

2 農業振興地域以外の地域の場合

市街化区域以外なら今後、農地利用集積円滑化事業との統合により、農地中間管理事業の活用が可能となります。

なお、農業振興地域以外でも、本県では水田を中心に受け手となる農家は比較的多くいます。しかし、委員だけで受け手を探すことは難しい場合もあるので、人・農地プランや農地中間管理事業の受け手情報を活用するとともに、集落の話し合いやJA、市町村などと連携して受け手を探しましょう。

◎生産緑地地区制度を活用している農地の場合

都市農地貸借円滑化法を活用した貸借であれば、相続税の納税猶予制度の適用など貸し手にもメリットがあります。また、都市地域の担い手の経営規模拡大や市民農園・体験農園の設置等に寄与できます。

なお、体験農園の設置などには様々な要件があり、許認可が必要となる場合がありますので、農業委員会にご相談ください。

◎マッチングの可能性がある場合

委員の現場活動により出し手や受け手が見つかったときは、その情報を農業委員会事務局や農地中間管理機構等に伝えることにより、貸借等の利用調整が進むように連携して対応しましょう。また、担当地域内の他の農業委員、推進委員とも情報を共有しましょう。

4 今後に向けて

国において、農地中間管理事業の施行5年後の見直しにより、農地中間管理事業法が改正され、令和元年5月24日に公布されました。

その中で、人・農地プランの実質化など、地域や集落での話し合いが重視され、農業委員会の業務も「農地所有者の意向把握」と「集落の話し合いへの参加」が明確化されました。

また、農地中間管理事業の手続きの簡素化が図られるとともに、令和2年4月から、農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業が統合一本化されることになりました。本県では、農地利用集積円滑化団体等が農地の利用集積に深く関わってきましたが、統合に当たってはこの経緯に配慮がなされています。

これにより、農業委員、推進委員が取り組む現場活動への期待は一層高まるものとなります。

地域ごとの状況に応じた活動の展開をお願いします。

◎農地利用最適化の推進に向けた当面の取組（例）

1 農業委員、推進委員が一丸となった体制づくり

各地域ごとに（小規模な市町村では1つ）、農業委員、推進委員が定期的に（四半期に1回以上）集まる場を設置し、情報共有や活動方策等を協議します。

- ・地域における委員の役割分担
- ・各委員の活動状況の報告等による情報共有

- ・人・農地プランの実質化とも連動した地域における活動方策の検討やモデル集落の設置 等

2 現場活動の展開

これまでの経過や素地、人・農地プランの実質化の工程表等を踏まえ、市町村や関係団体とどの地域・集落を対象にするのか、どのステップから着手するか検討します。対象が決まれば、当面の目標と活動計画などを、市町村や関係団体だけでなく地域の担い手や役員等とあらかじめ相談し、話合いの方向付けと役割分担をします。

人・農地プラン等の地域の話合いの場では、役割分担に基づき話合いを進めていきます。地域の状況を理解する農業委員・推進委員には、話合いにおけるコーディネーターとしての役割が期待されています。

集落の農地の現況を一目で分かるようにするためには、農地パトロールの結果などから作成した農地利用現況図が役立ちます。農業委員会事務局では、農地情報公開システムなどを活用し農地台帳の情報を加えた現況図を打ち出すことが可能な場合もあります。(参考→P.26 農地利用現況図)

また、農地所有者の意向調査の結果があれば、説明します。

意向調査に基づく将来の農地の姿を地図上に記入して見える化することで、出席者が地域の課題を共有化して話合いを積み重ね、農地の集積・集約化などに関する将来方針の合意へとつなげます。

3 活動状況の確認と情報共有

農業委員・推進委員個々の活動状況は、活動記録簿等に記入し、進捗状況をチェックするとともに、農業委員会に定期的に報告します。

また、受け手や出し手の情報があれば、地域の他の委員と情報共有するとともに、農業委員会を通じて農地中間管理機構に提供します。

<人・農地プランと実質化>

「人・農地プラン」とは、農業者が話合いに基づき、地域農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）、当該地域における農業の在り方などを明確化し、市町村により公表されるものです。

人・農地プランの実質化とは、真に地域の話合いに基づくものにする観点から、農業委員会など関係者の参加のもとで、「①将来の農地に関するアンケートの実施」と、「②地図による現況把握」に基づき、地域の話合いの場において、「③中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成」するものです。

多くの市町村では、人・農地プランの実質化を進めるために、地域・集落ごとの令和2年度末までの工程表が作成されています。

＜参考資料＞

I 愛知県農業会議の申し合わせ決議（平成31年3月）

農地利用の最適化の推進に関する申し合わせ決議

県内の農業委員会は、全ての市町村において改正農業委員会法に基づく新体制への移行が完了し、関係機関・団体との連携の下に、「農地利用の最適化」を着実に推進し、具体的な成果を積み上げていくことが課題となっている。

国においては、農業の成長産業化を目指した農業改革の本格化に向け、担い手への農地集積・集約化等の抜本的な推進を図るため、「人・農地プランの実質化」を柱の一つとする農地中間管理事業の見直しを進めている。

農地利用の最適化の主な手法は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進であり、本県では従来から地域の実情に応じた取組が進められてきた。

これまでの取組成果をもとに、地域における貴重な資源である農地の確保と有効利用を図り、将来に引き継いでいくため、以下の事項について申し合わせ、決議する。

記

1 農業委員会の体制整備

- ・「農地利用最適化推進指針」に基づいて地域の実情を踏まえた実効性の高い年度別活動計画を策定し、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一体となった取組を進めよう
- ・農業委員と推進委員の役割を明確にした上で、市町村農業振興部局、農地中間管理機構及びJ A、土地改良区などの地域の関係機関・団体との連携を強めよう
- ・農業者等の協議の場における農地の状況や所有者の利用の意向等に関する情報の提供や両委員の参画を進めよう

2 農業委員及び農地利用最適化推進委員による現場活動の展開

- ・農業委員及び推進委員の連携により担当区域内の正確な農地情報の把握と戸別訪問などを通じた農業者の意向の確認に取り組もう
- ・「人・農地プラン」に関する検討への参加、必要とされる情報の提供、協議のコーディネーターとしての活動などに両委員が積極的に取り組むことができるよう支援しよう
- ・現場活動に役立つツールとして、農地の状況などを示す地図の活用を進めよう

3 農業委員会活動の充実・強化

- ・P D C Aサイクルにより農業委員会活動の的確な点検・評価を行うとともに、農地利用最適化交付金を活用しよう
- ・地域の実情を踏まえた政策提案活動に取り組もう
- ・新規就農者や女性農業者を含めた意欲ある担い手を支援しよう
- ・都市地域や中山間地域においては、制約された営農条件に対応した手法により農地利用の最適化を推進しよう

平成31年3月27日

一般社団法人愛知県農業会議臨時総会

Ⅱ 農地利用最適化交付金

国の農地利用最適化交付金は、農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、推進委員（農業委員）の報酬の財源として交付金を支給するものです。

この交付金により上乘せ支給される委員報酬は、「活動実績払い」と「成果実績払い」に分かれます。

○このうち、活動実績払いの対象となる主な活動には次のようなものがあります。

- ・ 総会と同日に開催される農地利用最適化の会議・検討会への参加
- ・ 貸付希望農地調査や今後の営農意向確認に係る調査票の配布活動
- ・ 人・農地プランの見直し検討の場への参加
- ・ 集落の寄り合いの場での農地集積や遊休農地対策の情報活動
- ・ 遊休農地解消のため、農業者から依頼を受けて、委員が行う草刈り（耕作者等に発生防止・解消の働きかけを併せて行う）
- ・ 利用意向調査の回答未提出者に対する意向確認のための活動
- ・ 利用権設定の再設定等における農地中間管理機構への貸付の誘導

注. 研修会への参加、先進地視察への参加は対象にならない場合が多いのでご注意ください。

この他にも、農地利用最適化に関する活動であれば対象になる場合があります。成果実績を含め交付金に関し不明な点があれば、各農業委員会事務局又は愛知県農業会議にお問い合わせください。

<活動実績分は各委員の活動記録が根拠となって算定されます>

この交付金を活用する農業委員会では、活動記録などの様式を定めていますので、記入方法などは各農業委員会事務局にお問い合わせください。

Ⅲ 県内における取組事例

平成30年度と令和元年度の農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会において、農地利用最適化の事例として発表された事例の概要です。

詳細は愛知県農業会議HPの農地利用の最適化推進コーナーをご覧ください。

(<http://www.nougyoukaigi.or.jp/gyomu/noutiriyo/index.html>)

【事例1 豊田市下山地区（山間地域）】

担い手が偏在している山間地域において、戸別訪問、アンケート、地区座談会等を通じて、5年、10年先の課題と問題点を明らかにした上で、担い手若者の会の発足や中山間地域の持続可能な営農組織の立ち上げを進めている。

【事例2 豊川市長沢地区（中間地域）】

担い手の高齢化に対する地区の危機感を背景に、関係機関の支援も得て地権者を構成員とする一般社団法人を設立した。今後、地権者が所有する農地を機構から法人が借り受けて、自作希望者への農作業委託等を行う予定である。

【事例3 田原市和地太田地区（平坦地域）】

水田の耕作放棄地の解消のため、地権者、農業委員、関係機関等の協議調整を経て、平成29年に創設された機構連携事業を活用して水田を畑地化する基盤整備事業を具体化し、耕作放棄地の解消と担い手への集積を目指している。

【事例4 名古屋市港区南陽地区（都市地域）】

従来から主にJAが農作業を受託してきた経緯を踏まえて、七つの土地改良区を始めとする関係者の合意を形成し、新たに設立されたJA会社を担い手とする人・農地プランを策定して農地中間管理事業を施行している。

【事例5 愛知郡東郷町（都市近郊地域）】

離農者の増加、担い手の高齢化や受託農地の分散等の課題の解決に向け、農業委員会で集約化のメリットや農地中間管理事業の活用等を検討して農地が集約されたあるべき姿(案)を作成し、対象地域で協議会を立ち上げ集積・集約等を推進する。

【事例6 岡崎市島坂地区（平坦地域）】

環境保全の会を設置し用悪水管理や畦畔除草を実施している。また、基盤整備事業によるパイプライン化と畦畔除去による区画整理を実施するとともに、水田を農地中間管理事業を活用して担い手に集約し、集落全員で農地を守る体制を構築した。

【事例7 豊田市（農業委員会活動）】

農地利用最適化を推進するため、上乘せ報酬条例を整備し、農地利用最適化交付金を積極的に活用すべきとの考え方から、委員の活動実績と成果実績に対して具体的なルールを作って交付金を配分し、委員の現場活動を支援している。

【事例8 豊橋市（農業委員会活動）】

市内6地区で、農業委員・推進委員による地域委員会を毎月1回開催し情報交換の場としている。また、農地基本台帳申告書と併せ農地の意向調査を行っており、今後の人・農地プランの実質化等に活かしていく。市長に対し、毎年、改善意見書を提出している。

【本資料は令和2年1月に改訂したものです】

＜編集・発行＞

一般社団法人愛知県農業会議

＜お問い合わせ先＞

〒460-0001名古屋市中区三の丸二丁目6番1号(愛知県三の丸庁舎)

電話(052)962-2841 FAX(052)953-0399

一般社団法人愛知県農業会議農地利用最適化推進室